

豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業の概要等

1 計画概要

(1) 目的

「あいちビジョン2030」では、西三河地域における取組方向として、企業ニーズ等を踏まえた新たな企業用地の開発を市町と連携して進めることを掲げている。

一方、トヨタ自動車株式会社では、新工場の整備が喫緊の課題となっている。新工場の開発は、愛知県、豊田市及びトヨタ自動車株式会社が連携しながら進めていく必要があるため、トヨタ自動車株式会社及び豊田市から愛知県に対して開発検討の要請が行われた。

本事業は、このような状況を踏まえ、工業用地を造成して工場を新設することにより、環境負荷を低減し、社会・地球の持続可能な発展に貢献するとともに、愛知県の持続可能な産業振興と地域活性化に資することを目的とする。

(2) 事業者

愛知県企業庁

(3) 事業実施区域の位置

豊田市貞宝町、浄水町、花丘町、久岡町、大池町及び逢妻町地内

(4) 事業規模

造成に係る土地の面積 約 149ha

2 手続根拠法令

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）

3 経緯

2025年10月8日	配慮書の公表・縦覧（10月9日～11月7日）
12月19日	配慮書についての知事意見の通知
2026年3月27日	方法書の県への送付
3月30日	方法書の公告・縦覧（～4月30日）
5月22日	審査会の開催
5月27日	方法書に係る住民意見の概要の送付
6月23日	豊田貞宝地区用地部会の開催

4 今後の対応

知事は、審査会の答申、関係市長意見等を踏まえ、方法書について環境の保全の見地からの意見を事業者へ通知する。

この知事意見の通知は、事業者から方法書についての住民意見の概要の送付があった日（2026年5月27日）から90日以内（2026年8月25日まで）に行う。

5 事業実施区域の位置



凡例

 対象事業実施区域



※環境影響評価方法書を一部加工して作成

豊田貞宝次世代産業地区 用地造成事業に係る環境影響評価の手続の流れ

